

大東民報

議会版

日本共産党
大東市議会議員団
大東市谷川1丁目1-1
TEL 072-871-5588

平野屋会所の「築山」が壊される！ 業者が文化財保護法違反の暴挙！

会所保存で市長に要請ハガキが300通以上届く



「会所」は7月8日の現地説明会以降、遺跡保存のため埋め戻しが行われていましたが、17日午後、会所跡の所有者である業者「住」が府教委・市教委に無断で勝手に「築山」を削って平坦にし、瓢箪池を埋めてしまいました。

文化財保護法では遺跡包蔵地をさわる場合は、事前に届け出が義務づけられています。しかも関係者が「会所の建物」がなくなっても文化財としての価値はある」と、市長への保存要請ハガキ運動に取り組み、国に史跡指定を要請していく最中での出来事です。

歴史文化的史跡の保存整備特別委が開かれる

七月一六日、歴史文化的史跡の保存と整備に関する特別委員会(豊芦勝子委員長)が開催され、市教委が会所に関する経過と今後の方向について報告。



市議員 豊芦勝子



市議員 豊島かづ子



市議員 とびた茂

古崎議員は今後の方向についても「建物が解体された今、国史跡指定の可能性はどうか」と質問。市教委は「先日、文化庁に報告にいったが、国は『建物がなくなったマイナスはある。その上で会所の歴史的意義を明らかにし、プラスを考えるように』との5項目の助言があり、今なおダメということではない。市教委としては何とか保存に全力を注ぎたい」と答えた。



文化庁から助言された五項目
・今回の現況調査と平成12年の建物調査を比較検討して会所の「変遷」を明らかにすること。
・会所周辺の新田開発に関する遺産(樋門や水路)を含めて会所を考えていくこと。
・今回、回収した文書や民俗資料、それにすでに取得している会所文書を吟味し、会所の性格を明らかにすること。
・鴻池会所、加賀屋会所など他の会所との比較により平野屋会所の位置づけを行うこと。
・今後の状況に応じて会所の保存と活用を考えていくこと。

法律相談

8月4日(月)7時～
大東市民会館
※要予約、先着順
871-5588まで

平野屋会所「市民講座」(11回目)が開催される 藪田貫氏(関西大教授・文化庁専門委員)が講演 —「会所の建物がなくなっこそ史跡」—



19日(土)、市民会館大ホールで平野屋新田会所を考える「市民講座」の第11回目が行われ、佐久間貴士氏(大阪松蔭女子大学教授)が「会所で検出された遺構が語るもの」と題して発掘調査の特徴をのべ、藪田貫氏(関西大学教授、文化庁・文化審議会専門委員)が「近世史からみた平野屋会所跡の意義」と題して講演。

佐久間氏は、会所西側で「船着き場」が発掘されたが、石段の幅が大阪の「蔵屋敷」の石段と比べて狭く、北側の「船入り」など別の場所にさらに石段があるのではないかと、瓢箪池は思ったより深く、築山は池と比べて大きい。今回、築山が業者の手で破壊されたが、当初の築山と明治期の築山を発掘で調査すべきだった、などの点を指摘されました。

藪田氏は、建物が解体された今、「敗者復活戦」を行う上で、改めて会所を位置づけ直す作業が必要として、以下の点を述べられました。

- ・平野屋会所が、たまたま大東に現存するという単純な捉え方ではなく、日本全体の新田開発の象徴として位置づけ直す(全国四例目の農業遺跡)。
- ・当時、金持ちである銭屋のサイドビジネスとして新田開発が行われたので、「支店」としての会所だけでなく、「本店」である銭屋の全体像のなかで会所をとらえ直す必要がある。
- ・そのためには高松家にある文書や絵図の解明が不可欠。
- ・平野屋新田の田畑がどれくらいか、全体規模が不明。「会所文書」の解読を急ぎ、用水・悪水などの水利の解明も必要。
- ・「船入り」は鴻池会所にないもので、市単独でも発掘調査すべき。
- ・千石蔵前の礎石は米俵の検査と修復の「作業場」だと思う。
- ・会所は新田から取れた収穫の管理事務所としての当初の機能からオーナーの別荘へと

住道デッキで「子どもフェスタ」



19日(土)、JR住道駅前デッキで「子どもフェスティバル」が開催され、大勢の親子で賑わっていました。

同和裁判行われる 「松久よしきさんのブログより」

機能が変化している、発掘によって礎石の位置が明確なので、江戸期の会所と明治期の会所の違いをコンピュータグラフィックスで再現することも可能。



この事件で問われていることは以下のとおりである。

第一に、勤務実態のな

い職員に給与を支給するという異常事態が放置されてきた背景に、大東市の不公平で不透明な同和

行政が長年続けられ、今の市政がそれを温存していることが問われている。

第二に、アルバイト職員を違法に派遣するなど癒着した市政が続けられてきたことである。同和会だけでなく解同も含め、異常な実態が同和の名の下に続けられてきたことが問われている。

第三に、この裁判を通じて、同和問題の真の結をめぐす市民的運動であるということである。今なお人件費も含めると毎年2億円もの同和予算が支出されてきていることが問われている。それは市政の市民的再生の道にもつながる。

第四に、このゆがんだ同和問題により、市民の切実な要求の実現が阻まれることとなっている。同和問題の解決は多くの市民の願いである。それを問いかける裁判である。

